

参考資料

1. 策定の経過
2. 東峰村総合計画等審議会
3. 東峰村総合計画等策定委員会
4. 東峰村総合計画等ワーキング会議
5. むらづくり住民アンケート集計結果
6. 関係団体等ヒアリング調査における意見の取りまとめ

1. 策定の経過

日 時	内 容
令和6年 10月22日(火) 10:00～12:00	第1回 東峰村総合計画等審議会 ①東峰村総合計画等審議会へ諮問 ②東峰村総合計画、総合戦略策定の概要 ③第3次総合計画、総合戦略策定の進捗状況及びスケジュールについて ④むらづくりアンケート結果について ⑤村長・各課のヒアリング結果について ⑥第3次総合計画及び総合戦略策定まとめ方について
令和6年 11月22日(金) 10:00～12:00	第1回 東峰村総合計画等策定委員会 ①東峰村総合計画、総合戦略策定の概要 ②第3次総合計画、総合戦略策定の進捗状況及びスケジュールについて ③むらづくりアンケート結果について ④村長・各課のヒアリング結果について ⑤第3次総合計画及び総合戦略策定まとめ方について ⑥第3次総合計画及び総合戦略基本施策について
令和6年 11月28日(木) 14:00～15:30	第2回 東峰村総合計画等審議会 ①スケジュールの変更について ②東峰村の人口・世帯の状況について ③ワーキング会議について ④村内団体等へのヒアリング予定について ⑤他市町村の計画について
令和7年 2月3日(月) 15:00～16:00	第2回 東峰村総合計画等策定委員会 ①事業について ②第3次総合計画・総合戦略策定に係る東峰村の現状把握及び計画課題と方向性の案について
令和7年 2月17日(月) 10:00～11:45	第3回 東峰村総合計画等策定委員会 ①第3次東峰村総合計画の事業案について ②第3次総合計画、総合戦略策手に係る東峰村の現状把握及び計画課題と方向性(案)、施策の体系(案)について ③第3期総合戦略事業(案)について

日 時	内 容
令和7年2月28日(金) 10:30～12:00	第3回 東峰村総合計画等審議会 ①東峰村第3次総合計画策定に係る計画課題と施策の体系について ②第3次総合計画事業一覧(案)について ③総合戦略事業について
令和7年3月17日(月) 11:00～12:15	第4回 東峰村総合計画等策定委員会 ①第3回策定委員会、審議会の指摘事項について ②第3次総合計画について ③第3期総合戦略事業(案)について
令和7年3月21日(金) 14:00～15:00	第4回 東峰村総合計画等審議会 ①第3次総合計画施策の体系に関する意見交換について ②第3次総合計画基本計画に関する意見交換について ③第3次総合戦略に関する意見交換について
令和7年4月1日(火) 10:50～11:50	第5回 東峰村総合計画等策定委員会 ①第4回策定委員会、第4回審議会の指摘事項について ②第3次総合計画、総合戦略案について
令和7年4月15日(火) 10:50～12:00	第6回 東峰村総合計画等策定委員会 ①第3次総合計画、総合戦略案について
令和7年5月8日(木) 9:00～10:00	第7回 東峰村総合計画等策定委員会 ①第3次総合計画、総合戦略案の修正について
令和7年5月12日(月) 13:00～14:00	第5回東峰村総合計画等審議会 ①第3次総合計画、総合戦略案について
令和7年5月13日(火) ～5月22日(木)	パブリックコメント
令和7年5月16日(金) 10:30～12:00	第8回東峰村総合計画等策定委員会 ①第3次総合計画、総合戦略案の修正について
令和7年5月23日(金) (書面)	第6回東峰村総合計画等審議会 ①第3次総合計画、総合戦略案の確定について
令和7年6月2日(月) 10:00～11:00	東峰村総合計画等審議会からの答申

2. 東峰村総合計画等審議会

東峰村総合計画等審議会条例（平成17年9月21日条例第144号）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、東峰村総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、その結果について村長に答申するものとする。

- (1)本村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びその基本構想を実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)に関すること。
- (2)まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定による東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、総合計画及び総合戦略等に関し村長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1)村議会議員
- (2)公共的団体の役員又は職員
- (3)識見を有する人
- (4)前号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第2号及び3号に掲げる委員にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総務企画課で処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年9月26日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第16号)

この条例は平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月13日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月14日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2. 東峰村総合計画等審議会

東峰村総合計画等審議会名簿

所 属		氏 名	備 考
1	東峰村議会議長	伊藤 均	会長
2	東峰村議会 総務常任委員長	大蔵 久徳	
3	東峰村区長会 副会長	萩尾 利勝	
4	東峰村消防団 団長	伊藤 寿生	
5	東峰村教育委員会 教育委員	和田 亜矢子	
6	東峰村商工会 事務局長	梶原 浩二	
7	JA筑前あさくら 東峰支店長	坂本 裕人	
8	朝倉森林組合 東峰事業所長	川村 英生	
9	東峰村青年団 団長	太田 義八	
10	東峰村老人クラブ連合会 会長	佐々木 紀嘉	
11	東峰学園PTA 書記	梶原 由紀子	
12	子育て・働く女性 代表	熊谷 弘枝	
13	子育て・働く女性 代表	梶原 奈央子	
14	福岡大学工学部社会デザイン工学科 景観まちづくり研究室 教授	柴田 久	副会長
15	西日本新聞社 朝倉支局長	吉川 文敬	
16	連合福岡筑紫・朝倉地域協議会 事務局長	中山 啓一	

●東峰村総合計画等
策定に関して(諮問)

6東総第 280 号
令和6年10月22日

東峰村総合計画等審議会 会長 殿

東峰村長 眞田 秀樹

第3次東峰村総合計画「むらづくり基本計画」及び東峰村人口ビジョン・東峰村デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと総合戦略の諮問について

東峰村総合計画等審議会条例（平成17年9月21日東峰村条例第144号）第1条の規定に基づき、第3次東峰村総合計画「むらづくり基本計画」及び東峰村人口ビジョン・東峰村デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと総合戦略の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

●東峰村総合計画等
策定に関して(答申)

東峰村長 眞田 秀樹 殿

東峰村総合計画等審議会 会長 伊藤 均

第3次東峰村総合計画「むらづくり基本計画」及び東峰村人口ビジョン・東峰村デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと総合戦略（答申）

東峰村総合計画等審議会条例第2条に基づき、令和6年10月22日付6東総第280号により諮問を受けた「第3次東峰村総合計画「むらづくり基本計画」及び東峰村人口ビジョン・東峰村デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと総合戦略」について、慎重に6回の審議を重ねた結果、別紙計画原案のとおり決定したのでここに答申いたします。
なお、本審議会としての要望事項を次のとおり取りまとめましたので、十分に配慮されるよう申し添えます。

1 「私がやる！ 我ら村守」の決意のもと、村民、村職員、関係機関が一体となってこの計画を実行すること。

3. 東峰村総合計画等策定委員会

東峰村総合計画策定委員会設置要綱（令和6年11月20日東峰村告示第50号）

（設置）

第1条 東峰村総合計画の策定を各課の連携協議によって積極的に推進するため東峰村総合計画策定委員会（以下「委員会」）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、総合計画の策定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について審議決定する。

（組織）

第3条 委員会は、村長、副村長、教育長及び各課長をもって構成する。
2 委員会は計画策定作業の推進を図るため、ワーキングチームを設け、その任務を補佐させることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。
2 委員長は村長を充てる。
3 委員長は策定委員を代表し会務を総理する。
4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから互選し、その職務を代理する。

（委員会の招集）

第5条 委員会は委員長が招集する。

（関係委員の出席）

第6条 委員会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（部会）

第7条 委員長が必要と認めるときは委員会に部会を設けることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は総務企画課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

東峰村総合計画策定委員会名簿

役 職		氏 名	備 考
1	村長	眞田 秀樹	委員長
2	副村長	菅 義範	副委員長 令和6年度
		野口 善規	副委員長 令和7年度
3	教育長	縄田 淳一	
4	総務企画課長	樋口 修一	
5	ふるさと推進課長	岩橋 俊典	
6	農林建設課長	田嶋 一洋	
7	住民福祉課長	梶原 孝司	
8	教育課長	國松 直美	
9	災害対策室長	前田 光輝	

4. 東峰村総合計画等ワーキング会議

東峰村総合計画等ワーキング会議名簿

(敬称略)

所 属	氏 名	所 属	氏 名
1 村民等	梶原 寛暢	9 総務企画課	橋内 有紀
2 村民等	梶原 大祐	10 ふるさと推進課	福島 彰隆
3 村民等	川村 倫子	11 農林建設課	梶原 真有子
4 村民等	長沼 杏奈	12 住民福祉課	手嶋 幸恵
5 村民等	川村 好美	13 教育課	和田 貴弘(R6年度)
6 村民等	井上 智恵		阿波 正治(R7年度)
7 村民等	梶原 匠太郎	14 災害対策室	田籠 侑典(R6年度)
8 村民等	森山 魁星		熊谷 尚也(R7年度)

今回のワーキング会議は、村内在住及び村内で働いている20代～40代までの世代に集まっていたき、全5回にわたり熱心に議論をしていただきました。

東峰村の現状や、過去10年間を振り返った時の到達点や課題、それらを踏まえた今後のむらづくりの将来像(ありたい姿)とその実現に向けた取り組みなどについて検討し、「ワーキング会議からの提言」という形で取りまとめていただきました。

本計画の将来像は、ワーキング会議でいただいたご意見、提案をもとに描いたものです。

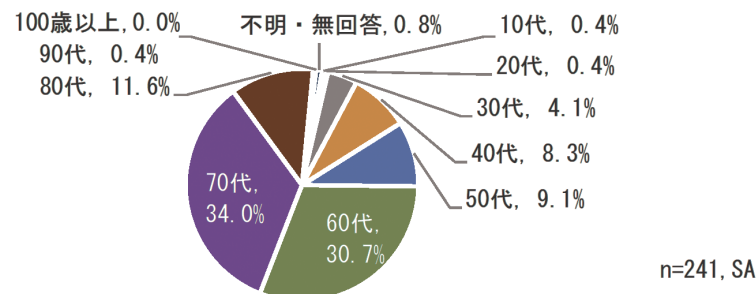
東峰村総合計画等ワーキング会議の様子



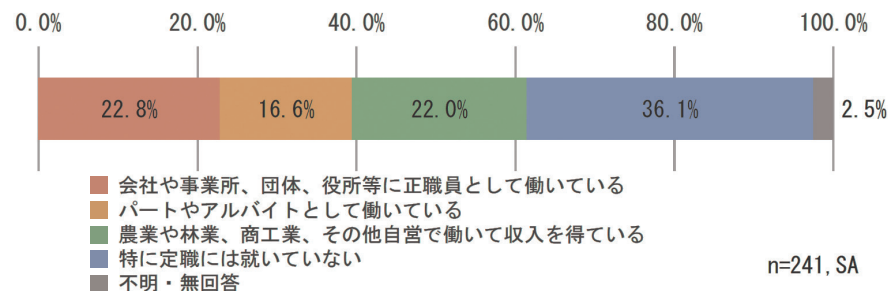
5. むらづくりに関するアンケート集計結果

○回答者の属性年代と就業、居住地域について

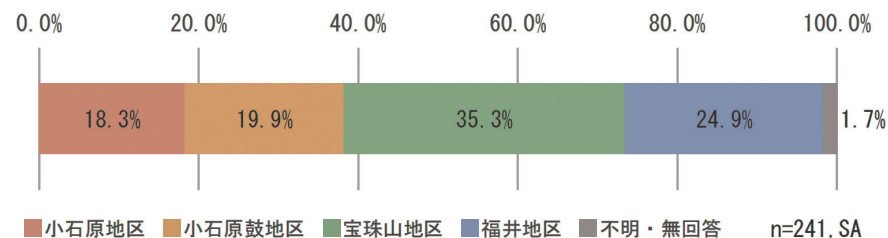
【問】あなたの年齢を教えてください



【問】あなたのお仕事について教えてください

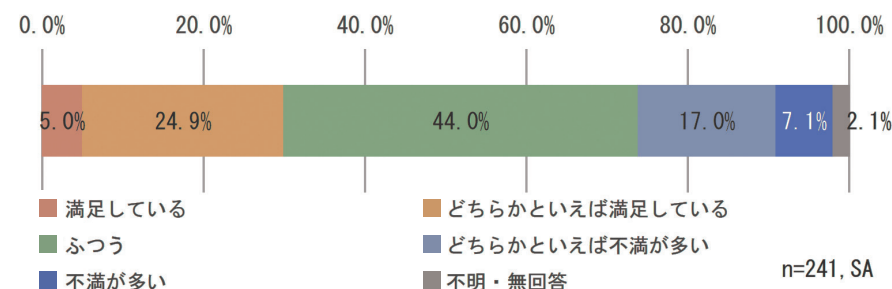


【問】あなたのお住いの地区について教えてください

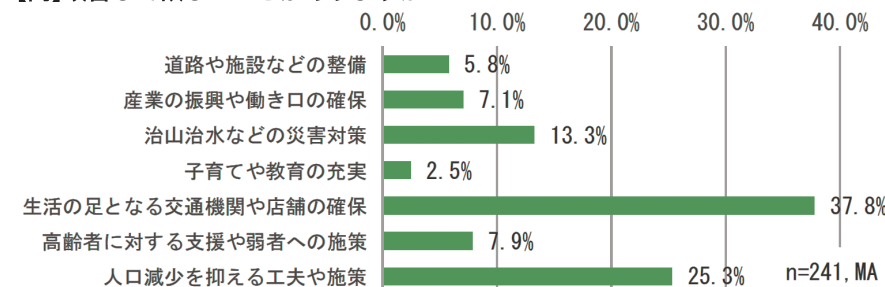


○東峰村での暮らし(現況)、暮らしの実感について

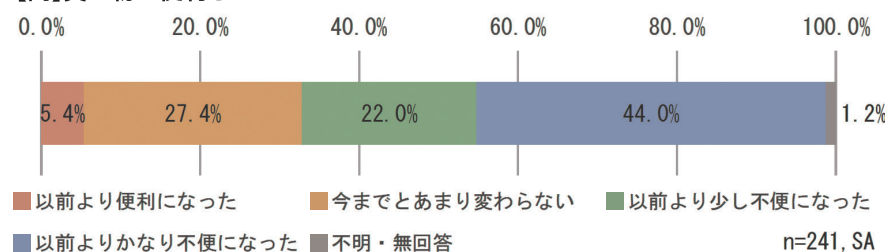
【問】東峰村での暮らしはいかがですか



【問】改善して欲しいことがありますか



【問】買い物の便利さについて

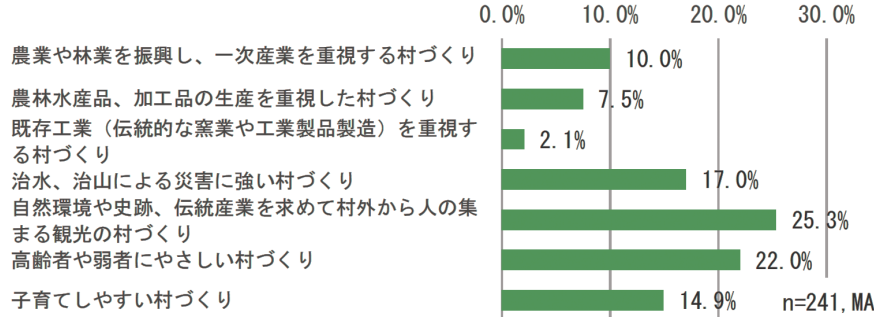


*グラフ中の「n」は回答母数、「SA」は単数回答、「MA」は複数回答を示す。

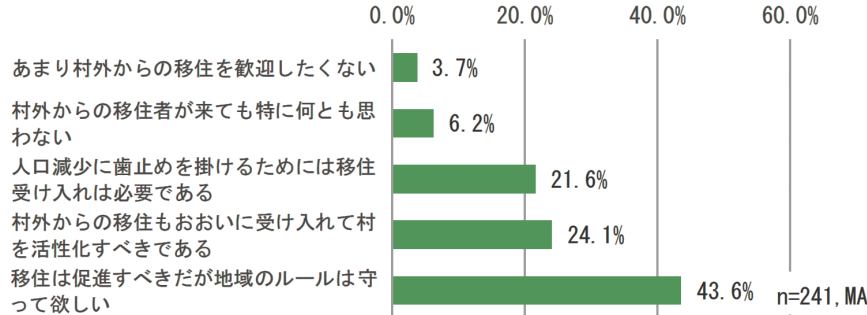
5. むらづくりに関するアンケート集計結果

○これからの東峰村像、今後のむらづくりについて

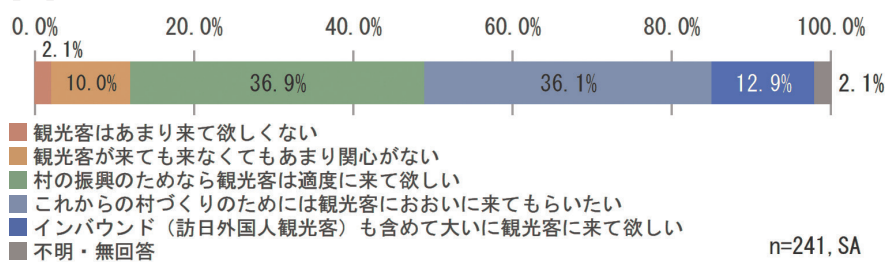
【問】これからのむらづくりにって何が大切だと思いますか



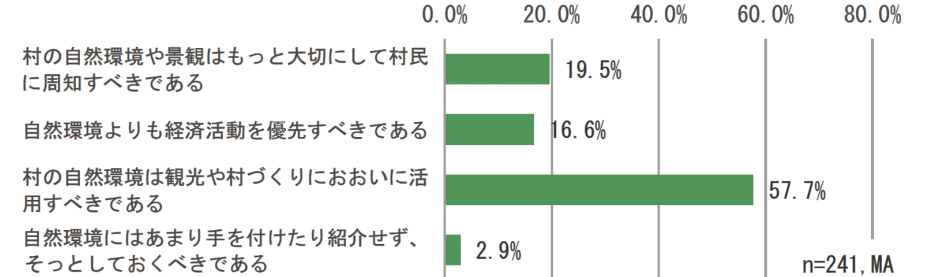
【問】村外からの移住促進についてどう思いますか



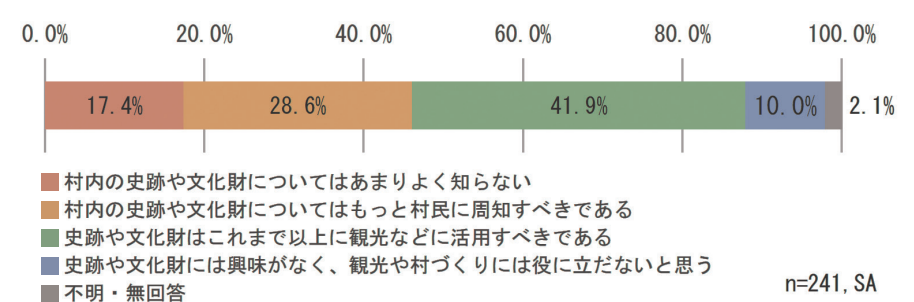
【問】観光客の受け入れについてどう思いますか



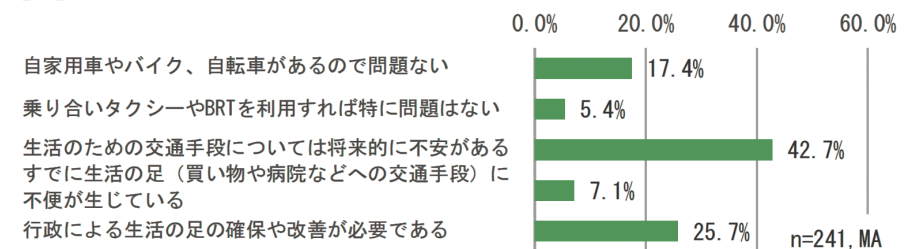
【問】村の自然環境や景観に対する意見を聞かせてください



【問】村内の文化財や史跡、名所についてどう思いますか



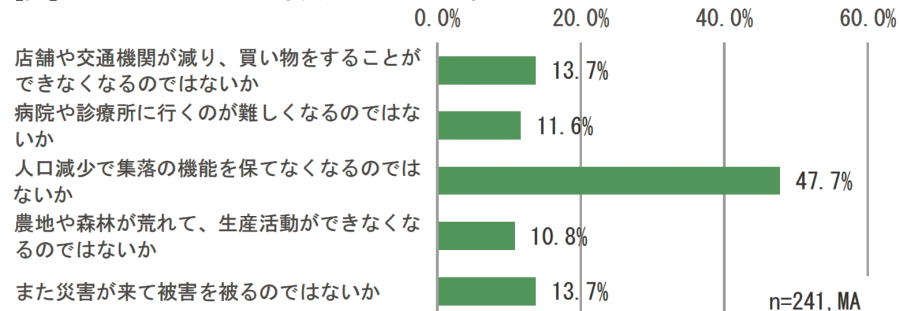
【問】これからの交通手段について教えてください



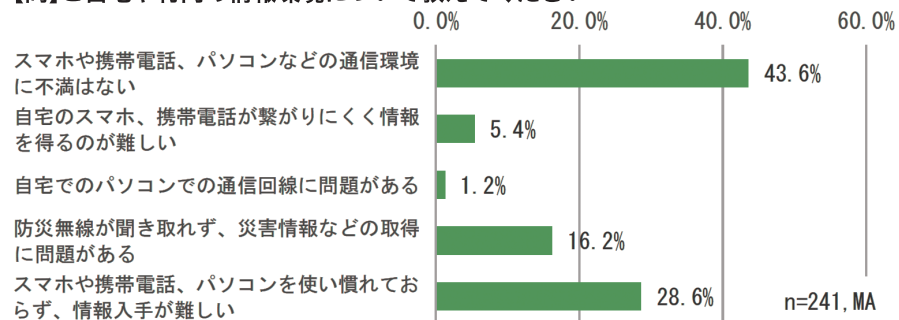
5. むらづくりに関するアンケート集計結果

○これからの東峰村像、今後のむらづくりにについて

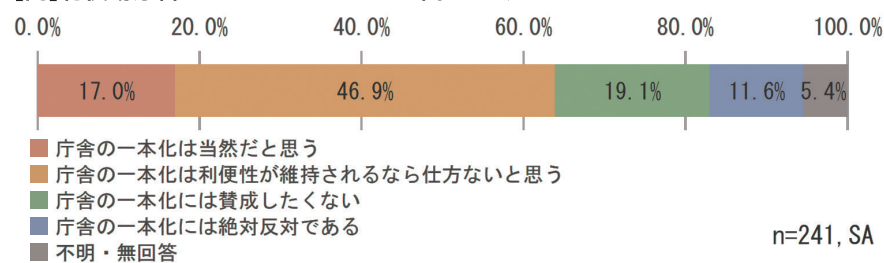
【問】これからのくらしに不安に思うことは何ですか



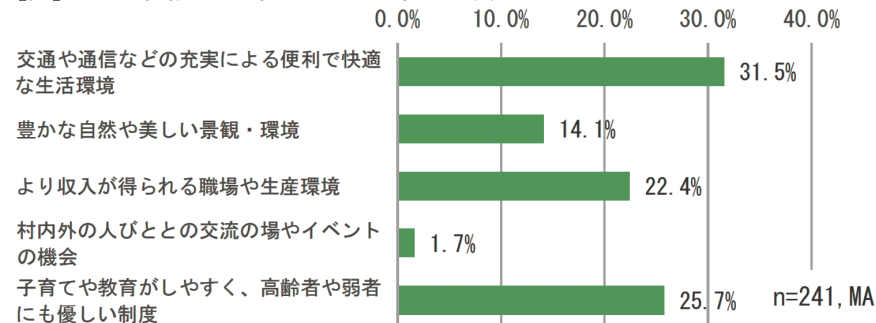
【問】ご自宅や村内の情報環境について教えてください



【問】村役場庁舎のこれからについてお聞かせください



【問】もっと素晴らしい村にするには何が必要でしょうか



6. 関係団体等ヒアリング調査における意見の取りまとめ

○今後のむらづくりに関する意見

分 野	ご意見
農 林 業	●農業の継続に向けて法人組織化や農業の集約化、販路の維持が重要 ・ 農業組織の法人化が重要になる。 ・ 新規就農者の確保するために、新規就農者の収益を担保する仕組みづくりが求められる。 ・ 補助事業だけでなく、農業の効率化に向けた取組等に対する支援が必要である。 ・ 農産物の販売販路の維持が重要である。 ・ 農産物の付加価値を高め、農業の担い手の確保につなげることが重要である。 ・ 農業の担い手を増やした方が良い。
	●農地の持続可能な管理方法の構築が重要 ・ 農地を適切に管理できる仕組みづくりが重要である。 ・ 補助事業だけでなく、農業に関する様々な支援が必要である。
	●林業の継続に向けた情報の集約が重要 ・ 周辺の山の情報の集約化(地域の山をとりまとめる人材)が重要である。
	●継続的に森林管理ができる仕組みづくりが必要 ・ 村独自の補助事業の拡充が重要である。 ・ 補助事業を活用した継続的な森林の維持管理を推進することが必要である。
産 業 (主に窯業)	●働きやすい環境づくりが重要 ・ 窯業団地を造成し、職場と住居を分離した環境を整備し、窯業の事業継承がしやすい環境を整えることが重要である。 ・ 窯業が他都市をリードする存在なることが重要。 (「憧れる陶芸の村」を目指す) ●窯業の維持に向けて陶土の確保も重要 ・ 窯業の維持には陶土の安定供給が必要であり、陶土の確保に向けた取組の推進が重要である。

分 野	ご意見
観 光	●情報発信の強化、交流人口増加に向けた仕組みづくりが必要 ・ 村内の観光地や宿泊先等の観光情報を発信する機能の整備が重要である。 ・ 特産品の販売販路拡大が重要である。 ・ 継続的に村に関わる交流人口を増やす仕組みづくりが重要である。 ●道の駅の改善が必要 ・ 魅力のあるものになれば、もっと集客でき、雇用にもつながる。 増築して、陶器以外の目玉があると良い。
	●民陶むら祭の開催方法の見直しが必要 ・ 民陶むら祭の開催方法の見直しが必要である。(開催日を増加し来訪者の分散化等)
暮らし	●自然を生かした取り組みが必要 ・ 自然はそのまま、大幅な人口減がなければ良い。
	●村内に住んでもらうための環境づくりが重要 ・ 子育てしやすい環境づくり。 (住宅、職場、子どもが遊べる環境(公園、図書館、運動公園等の充実)を整備) ・ 空き家活用のPRを推進。 ・ 若者でなく高齢者を呼び込むための施策を実施する方法もある。 ・ 高齢者が増えていくのでもう1つくらい入所施設があると良い。 ・ 雇用の場の誘致
	●移住者・若い人が増え、もっと活気が出るのが重要 ●東峰村を知らない地域にもっとアピールするのが重要
	●村内で安心して生活できる環境づくりが必要 ・ 高齢者が免許返納後の生活も困らないよう、移動販売事業の拡大ができると良い。(移動販売車両台数を増やす等) ・ 買い物ができる場所が欲しい ・ 食事できることがあれば、お客さんも来て収入も増える。 ・ お店(コンビニなど)や人口が増えていったらよい。
	●BRT等の公共交通の改善が必要

6. 関係団体等ヒアリング調査における意見の取りまとめ

○今後のむらづくりに関する意見

分 野	ご意見
教 育	●東峰学園の良さを広める ・東峰学園の教育の良さをもっと広報活動で広める（子育て世帯が住みたくなる）。
	●集団登校や下校ができたら良い ・毎回車での送り迎えなので、いずれ集団登校や下校が出来たらよい。
	●公園、図書館、運動公園等の充実 ・公園、図書館、運動公園など作ってほしい。
コミュ ニティ	●必要な世代に投資することが必要 ・地域性を生かすために、必要な世代に投資することが必要。
	●地域住民が活動を継続できる仕組みづくりが重要 ・地域活動を取捨選択し、地域にとって必要な活動のみを残すことが重要である。
	・住民の地域活動の継続意思のある間に、仕組みづくりを行うことが重要である。 ・地元の人が、BRTの駅で、野菜などを販売できるスペースがあると良い。

分 野	ご意見
移住者 の視点	●移住者が暮らせる・集まれる場があると良い ・現状維持程度。他から若い人が住んで、子供たち世代が戻ってきて暮らせる住居、集まるような居場所がある。いずみ館は高齢者用というイメージがある
	●小さなお店が増えたり、安全に通学できる環境が整うと良い ・小さなお店が点在している。 ・いずれ、小さなスーパーやコンビニ、自転車道路とか安全に通学できると良い。
	●空き家・空地等が活用されると良い ・村内に多い空家や空き地で販売できるような仕組み（村が買い取っても良いのではないか）。 ・いずみ館の東峰診療所跡地を店舗やフリースペースにしたら良い。
	●季節毎にイベントがあると良い ・季節毎にマルシェのような賑わう日がある。
	●新規開業等の起業サポートが重要 ・新規開業や仮営業へのサポート、補助。
	●わざわざ買いに来るような特産品の開発が重要 ・日持ちするものじゃなく、来てわざわざ買うようなお土産。おはぎ、みそやゆず風味のお団子、酒かす使ったり。とほっぴのクッキーや焼き印入りの印象に残るもの。お店は道の駅は大きすぎて、小さい店舗をイメージする。
	●多様な意見の尊重が重要 ・自由に見守る心。 ・年配の方々や若い人たちの意見を取り入れていく事も大事。

若い世代が暮らしやすい村

